

八尾市条例第32号

八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行及び八尾市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、消防長及び財産区をいう。

(手数料及び費用負担)

第3条 法第89条第2項の規定による手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会)

第5条 次の各号に掲げる事務を行うため、本市に審査会を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 前条の規定による諮問に応じ意見を述べること。
- (3) 八尾市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年八尾市条例第34

号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(4) 議会個人情報保護条例第46条の規定による諮問に応じ意見を述べること。

(5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第45条の規定により審査会に諮問をした機関の職員その他の関係人に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された資料の公開を求めることはできない。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（運用状況の公表）

第6条 市長は、毎年1回、各実施機関に係る法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（罰則）

第8条 第5条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(八尾市個人情報保護条例の廃止)

第2条 八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第11条第3項に規定する者が、その事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項又は第2項に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日後も、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第13条、第19条、第22条又は第25条の規定による請求がされた場合における当該請求に係る手続については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第30条第2項の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第31条第1項に規定する八尾市個人情報保護審査会（次項において「旧審査会」という。）の委員の職にある者は、この条例の規定により設置された八尾市個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、当該委員の残任期間とする。

6 施行日前において旧審査会の委員の職にあった者に係る旧条例第31条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日後も、なお従前の例による。

7 施行日前において旧条例第32条第1項に規定する個人情報保護審議会の委員の職にあった者に係る同条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日後も、なお従前の例による。

8 施行日前にした行為並びに第1項、第2項、第6項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日後にした行為に対する

旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

（八尾市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第4条 八尾市行政不服審査法施行条例（平成28年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次に掲げる処分又は不作為に係る」を「八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号）に規定する公文書の公開請求に対する決定又は公文書の公開請求に係る不作為に関する」に改め、同条各号を削る。

（八尾市暴力団排除条例の一部改正）

第5条 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号）第2条第2号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）」を「八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年八尾市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関及び議会（以下「実施機関等」という。）」に、「同条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改め、同条第2項中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

（八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第6条 八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年八尾市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（八尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 八尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表八尾市個人情報保護審議会委員の項を削る。